

学者村別荘地誕生から今日までの学者村別荘地とオーナーの会の歩み

| | | |
|-------|-------|--|
| 1965年 | 昭和40年 | “いざなぎ景気”が始まる |
| 1967年 | | 学者村別荘地の開発調査計画 |
| 1968年 | | 第1期別荘地の造成及び借地権分譲開始 学者村別荘地誕生 |
| 1987年 | | 総合保養地域整備法、通称「リゾート法」制定 現在の「総合管理センター」建物が完成 |
| 1988年 | | 1期管理事務所を「憩いの広場」にする |
| 1989年 | | 「憩いの広場」の名称が「山の家」に決まる |
| 平成元年 | | 消費税(税率3%)導入 管理費にも消費税が課税されるはずだが、はて、どうした？ |
| 1990年 | | 大蔵省銀行局長通達「土地関連融資の抑制について」 バブル崩壊後の「失われた10年(20年・30年)」を招来 |
| 1992年 | | 笠取峠バイパスが開通 |
| 1997年 | | 消費税が5%になる |
| 1998年 | | 「やすらぎの湯」「マルメロの駅ながと」オープン |
| 2000年 | | ごみの分別収集が始まる(ごみ集積所が3か所に整理される) |
| 2001年 | | 「学者村住民と町幹部との懇談会」 「学者村住民と町幹部との懇談会」 |
| 2002年 | | 住民主体の「学者村の景観を考える会」の設立が提唱される。 「学者村の景観を考える会」アンケートを実施 |
| 2005年 | | <長和町誕生> 学者村季節バスの試験的運行を開始 |
| 2011年 | 3月11日 | 東日本大震災 |
| 2012年 | | |
| 2013年 | | 「管理費請求見送りの文書」の存在が明るみに出る 「学者村たより」の定期発行を開始 |
| 2014年 | | 消費税が8%になる 管理費額の不平等が発覚 → 副町長の指揮で是正の取り組みが始まる 「学者村の明日を考える委員会」初会合7月19日 学者村別荘地オーナーも委員として4名参加する。 |
| 2016年 | | 「学者村別荘地の管理・運営の改善についての説明会」 8月10日13時30分から 長門町民センター集会ホールで開催 ⇒ 5年計画で管理費の平準化が始まる 管理費に掛かる消費税を外税で徴収することに変更 |
| 2017年 | 3月23日 | 「学者村の管理運営にかかる(定住者向け)説明会」 直営別荘地総合管理センターに組織統合 → ☆初めて、別荘係職員が管理センター常駐になる |
| | | 「長和町直営別荘地に関する条例」制定 ← 直営別荘地を常に良好な状態で維持・管理するために必要な事項を定める |
| | | 「長和町学者村別荘地管理運営規則」制定 ← 町が請け負う管理業務を明確にする |
| 2018年 | | 「長和町直営別荘地経営委員会」設置 ← 将来にわたって健全に管理され安定した経営が持続されるための計画立案などを行う |
| | | 消費税が10%になる |
| | | <学者村別荘地オーナーの会>発足 |
| 2019年 | 令和元年 | 学者村は宅地開発された住宅地ではなく、地目山林にある別荘地です。 別荘地なので、年に数日か短期間の利用が一般的ですが、365日滞在(定住者含む)する方もおられます。利用の仕方はオーナーさんそれぞれですが、同じ別荘地オーナーであり、オーナーとしての権利も受けるサービスも同等のはずです。別荘地オーナーがつくる会であることをはっきり示すため、会の名称を「景観を考える会」から「オーナーの会」に変更しました。 |
| | | オーナーの会主催「学者村別荘地オーナー懇談会2019」開催 長和町から副町長、別荘担当課長・係長、企画財政課が出席 |
| 2020年 | | 新型コロナウイルスの蔓延を受け 学者村祭りが中止 ☆この頃から、新規オーナーさんから連絡いただき、会員になってくださるケースが急増する |
| 2022年 | | 10月10日「秋の定例会」と「交流会」を開催 町から → ☆管理費平準化後の状況、「長和町別荘地マスタープラン」策定後の取り組みの報告 ☆苦渋の決断、ゴミ集積場に監視カメラを設置 ☆立科・ツルヤまでの通年運行が実現。初めて2期の上までバス路線に組み込まれた。 |
| 2023年 | | 5月2日「オーナーの会 春の定例会」開催 夏のイベントを再開「オーナー交流会」 *毎年8月11日に開催することを決定 ☆「山の家」代替施設の建設 8月11日の「夏のイベント」でお披露目 「山の家」が危険建造物扱いになり使用できないため総合管理センター前広場で行う。 |
| | | 10月1日からインボイス制度開始 |
| | | 町内巡回バスが<デマンド方式>に！ 別荘地も対象エリア！ 「山の家」に代わる施設「風の庭」が完成 |
| 2024年 | | 8月11日 夏のイベント「第2回 オーナー交流会」開催 12月「山の家」の解体・撤去 ☆行政としては異例の速さで「山の家」解体・撤去と代替施設の建設が行われた |
| 2025年 | | 8月11日 夏のイベント「第3回 オーナー交流会」開催 |
| 2026年 | 8月11日 | 「学者村懇談会(仮称)」開催予定 |

学者村別荘地の謳い文句は
『溢れる豊かな自然をより多くの方々へ提供することができたらと考え、昭和42年、その名も《学者村》として、四季折々の美しい自然を末長く保護・保存するため町営の別荘地を開発しました。』です。

「学者村の景観を考える会」の設立趣旨
学者村別荘地の景観を維持し荒廃を防ぐため、環境の整備について住民、所有者、管理者、行政に対し問題を提言し、実施に際しては積極的に協力する。それにより、各人が学者村での別荘ライフ・永住ライフをより実りあるものとし、持続的に楽しめるようにすることを目的とする。
*重点課題「景観の保全・再生活動」と「日常生活化現象対応の改善活動」に絞り込み、それに「啓蒙・普及活動」「人生を豊かにするネットワーク作り」

| 開発区域別 | 会の趣旨に賛同 | | 賛同しない |
|--------|---------|---------|--------|
| | 会に参加 | 会は不参加 | |
| 学者村第1期 | 54(7) | 72(23) | 6(5) |
| 学者村第2期 | 41(6) | 41(9) | 7(4) |
| 学者村第3期 | 51(5) | 59(10) | 3(1) |
| 学者村第4期 | 19(2) | 28(11) | 3(3) |
| 合計 | 165(20) | 200(32) | 19(13) |
| 賛同者合計 | 365名 | | |

アンケート配布数 約1900枚

4期オーナーにのみ「当面、管理費の徴収を見合わせる」の通知が送付される。
4期以外のオーナーが知らないところで起きていたことを1期のあるオーナーが偶然に知ることとなり、町役場に出向き、町長・副町長に問題を提起する。

委託業務内容と実際に行なっている管理業務に隔たりがあり、いろいろな矛盾、不具合、課題が浮き彫りになる。
これらを行政の不適切な事務処理に起因するものと認め、説明会で町長が陳謝し、改善を約束する。

学者村別荘地オーナーの会

オーナーの会は、自治会や管理組合ではありません。
入退会は自由、会員の義務はなく会費もいただきません。
皆様からの募金や寄付金で運営しています。

事務局所在地：1期C50(葉山) ☎ 050-3583-6619

メール arsidean@kokuyou.ne.jp
定例会やイベントの記録などはHPに掲載
<http://www.kokuyou.ne.jp/~arsidean/>

